

社会福祉法人 岩手町社会福祉協議会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、岩手町社会福祉協議会の役員に対する報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 報酬は、年額とし非常勤役員に支給する。

2 報酬の額は、次のとおりとし12月に支給する。

- | | |
|-----------------|----------|
| (1) 会 長 | 175,000円 |
| (2) 副会長 | 115,000円 |
| (3) 会長・副会長以外の理事 | 37,000円 |
| (4) 監 事 | 42,000円 |

3 前項の規定にかかわらず、役員等に公務員（非常勤特別職の公務員を除く。）並びに本会の事務局職員及び施設職員（非常勤職員を除く。）が就任した場合、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員が、その職務のため、理事会等に出席したときは、別に定める旅費規程に基づき、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成6年10月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月23日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。